府令・省令

○内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第六十六条第六項の規定を実施するため、特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成十一年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第　　号	第　　号
特定商取引に関する法律第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。	特定商取引に関する法律第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。
別記様式	**別記様式**
表　　面	表　　面
特定商取引に関する法律第66条第6項の規定による立入検査をする職員の身分証明書	特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による立入検査をする職員の身分証明書
←3センチメートル→ 写 官　職 氏　名 押 出 ス タ ン プ 年　月　日生 年　月　日発行 発行者　㊞ 真 ↑ 4 セ ン チ メ ー ト ル ↓	←3センチメートル→ 写 官　職 氏　名 押 出 ス タ ン プ 年　月　日生 年　月　日発行 発行者　㊞ 真 ↑ 4 セ ン チ メ ー ト ル ↓